

事務連絡
平成28年2月23日

各都道府県
鳥獣保護管理 担当課室長 様

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長

夜間銃猟に係る和歌山県内での報道について

平素より鳥獣保護管理行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

夜間銃猟については、昨年5月施行の改正鳥獣法において、一定の条件下での実施が可能となり、今年度は捕獲対策強化の一環として和歌山県が夜間銃猟を2月15日より実施していますが、当該夜間銃猟に関して、「夜間銃猟解禁」との表現を使用し、すべての狩猟者が夜間銃猟を行うことが可能となったような印象を与えている一部の報道がありました。

和歌山県では、各狩猟者及び一般社団法人和歌山県猟友会に文書で注意喚起をするとともに、報道関係機関に対して適切な表現での報道を呼びかけておりますので、情報共有いたします。

貴課室内でも当該情報を共有いただき、適切な情報発信にご留意いただきますようお願い申し上げます。

(本件担当)

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

担当：黒江

TEL：03-5521-8285（直通）

E-mail：RYUTA_KUROE@env.go.jp